

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 221 回国会法律案等 N A V I 「日・カナダ刑事共助条約」
著者 / 所属	寺林 裕介 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	484 号
刊行日	2026-5-22
頁	13-14
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260522.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260522.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## 日・カナダ刑事共助条約

日本とカナダの両国は、2025年12月12日に「刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約」（以下「本条約」という。）の署名を行った。本条約は、2026年3月31日、その締結について承認を求めため、第221回国会（特別会）に提出された（閣条第8号）。

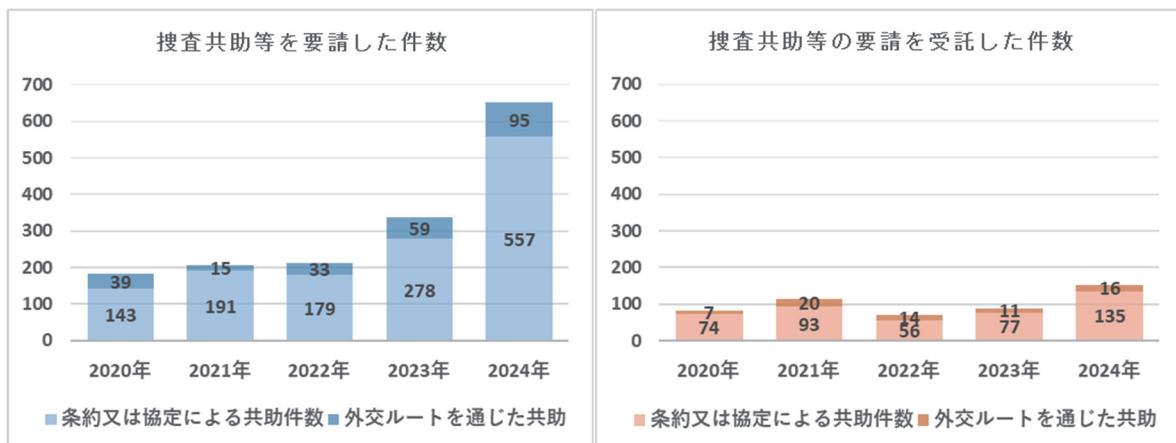
日本とカナダの間では、2026年3月6日に首脳会談が開催されて共同声明が発出された。その中で両国は「包括的戦略的パートナーシップ」を創設し、民主主義や法の支配の尊重といった共通の価値に基づく両国関係の深化を謳った。本条約の署名も、刑事司法分野における協力の更なる強化に資するとして歓迎されている。また、同時に策定された「包括的戦略的ロードマップ」には、本条約を通じたものを含め、法執行機関間の協力を促進することが明記された。

以下では、日本の捜査に関する国際協力の概要と、本条約の内容について紹介する。

### 1. 捜査に関する国際協力

日本は、捜査に関する国際協力として、国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）に基づき、相互主義の下、外交ルートを通じた国際礼譲により、捜査に必要な証拠の提供などの共助を行っている。本条約は、捜査、訴追その他の刑事手続について、両締約国間で共助を実施することを義務として定め、そのために締約国がそれぞれ中央当局を指定し、相互に直接連絡することを可能とするものである。これまで日本は、刑事共助に関する条約又は協定を米国、韓国、中国、香港、EU、ロシア、ベトナムとの間で締結してきた。また、ブラジルとの間で刑事共助条約に署名し、国会承認済みである。

日本の捜査共助等の件数は以下の図のとおりであり、近年、日本から各国に捜査共助等を要請した件数が増えている。



（出所）法務省『令和7年版犯罪白書』111頁から筆者作成

## 2. 本条約の内容

日本とカナダは、他方の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について本条約の規定に従って共助を実施する（第1条1）。共助が条約上の義務となることで、実施の確実性が高められる。ここでいう共助には次の措置をとることを含む（第1条2）。

- ・ 証言又は供述の取得、物件の取得
- ・ ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすること
- ・ 人、物件又は場所の見分及び特定
- ・ 立法・行政・司法機関、地方公共団体の保有する物件の提供
- ・ 出頭が求められている者に対する招請の伝達
- ・ 証言又は刑事手続における協力のための受刑者の身柄の移送
- ・ 刑事手続に関する文書の送達
- ・ 犯罪の収益又は道具の没収、保全等の共助
- ・ その他の共助であって両締約国の中央当局間で決定されたもの

本条約に規定する共助の請求を実施する中央当局として、日本は法務大臣、国家公安委員会等を、カナダはカナダ司法大臣等を指定する（第2条1）。本条約の実施に当たっては、これらの中央当局間で相互に直接連絡することとなり（第2条3）、迅速な共助の実施が可能となる。

共助を請求された国は、当該共助を本条約の関連規定に従って速やかに実施することになるが（第5条1）、本条約第3条1に規定された拒否事由に当たる場合、中央当局は共助を拒否することができる。この拒否事由には例えば、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合や、共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合などがある。

また、自国の重要な利益を害するおそれがある刑罰が請求国の法令の下で科され得ると認める場合が拒否事由となっている。カナダでは死刑制度が廃止されているが、死刑を念頭にこの拒否事由に当たり得る場合でも、共助を実施するための条件を決定し、請求国が当該条件を満たす場合には、当該共助を被請求国が実施できることが規定されている。

日本の国際捜査共助法では、条約に別段の定めがある場合を除き、共助犯罪に係る行為が日本の法令によれば罪に当たるものでないとき、共助をすることはできないとして、双方可罰性が欠如するときは共助を禁止する考え方が採用されている。本条約では、自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施するとしており（第1条3）、双方可罰性を要件としていない。ただし、自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合であって、共助の実施に当たり強制措置が必要であると認めるときは、共助を拒否することができる。国境を越えた犯罪が増加する中、刑事手続について国際協力を強化する必要がある。技術的な法制度の違いを一因として共助が拒否されることを避け、双方可罰性が欠如する場合でも、事案の内容によって総合的に判断して共助を実施することは、両国の法執行機関間の協力促進に資することになるだろう。

てらばやし ゆうすけ  
（寺林 裕介・外交防衛委員会調査室）